



若狭町在宅育児応援手当

第2子以降の0～3歳未満のお子さんを
在宅で育児する世帯対象に手当を支給します。

○対象世帯 … 若狭町に住民登録があり、以下の項目にすべて当てはまる世帯

対象児童

- 第2子以降
- 生後8週間(2ヶ月)～3歳未満
- 保育所等に入所していない

☆育児休業給付金についてや
対象かどうかなど詳しくは、
裏面の Q&A をご覧ください

対象保護者

- 児童と同居している
- 育児休業給付金を受給していない(配偶者も)

※その他、生活保護を受けていないことや公共料金等の未納・滞納がないこと、

暴力団員でないこと等の要件があります。

○支給額 対象世帯の対象児童1人あたり**月額1万円**

○支給期間 支給対象となった日の翌月から支給事由が消滅した日の月まで

(例)(支給対象開始日である)生後9週目の初日が9月3日だった場合

⇒翌月の10月分から対象

※支給を受けるには事前申請が必要 (申請日の翌月分からの支給)

○支給月 下記の支給月に前々月までの4か月分をまとめて支給します。

2月支給(9～12月分) 6月支給(1～4月分) 10月支給(5～8月分)

○申請方法 対象の場合は、下記の書類を子育て支援課まで提出してください

- (1)若狭町在宅育児応援手当支給認定申請書
- (2)審査・支払等にかかる同意書
- (3)育児休業給付金受給申請状況証明書…配偶者含め2枚必要 ※無職の方は不要
- (4)申請者本人名義の振込先口座通帳の写し

※近年転入して若狭町民となった場合や申請者と児童の続柄や養育関係等が確認できない場合は、
追加で書類が必要になる場合があります。



申請書等は子育て支援課
または町HPにあります
→ 町HPはこちら

【申し込み・お問い合わせ先】
若狭町役場上中庁舎内 子育て支援課
TEL: 0770-62-2704

Q & A

Q1 現在、育児休業給付金を受給中で、受給終了後も育児休業を延長し、家庭で子育てする予定の場合、支給対象になるの？

A1 その場合、育児休業給付金受給終了後の翌月から対象になります。
支給開始となる翌月までに必要書類を揃えてお手続きをお願いします。

Q2 今後保育所等に入園が決定している場合でも、受給できるの？

A2 支給要件を満たしていれば、入園前までは支給できます。

例：育児休業給付金受給終了が5月30日で、11月1日から入園の場合、6月～10月は支給対象。
(11月15日入園等、月の途中の入園の場合は、11月分も支給となります。)

Q3 第3子について育児休業給付金を受給していても、第2子を家庭で子育てしている場合、受給できるの？

A3 育児休業給付金の受給は、児童ごとに判断するため、第2子は支給対象となります。
この場合、育児休業給付金受給申請状況証明書に第3子に関する受給であることを明記する等をお願いします。

Q4 父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？

A4 祖父母等に預けていても、お子さんが保育所等に入所していない場合は、対象になります。

※支給を受けるには**事前申請が必要！**

(申請日の翌月分から支給します。申請が遅れた場合、遡っての支給はできません。)



☆該当するか分からぬ、今後該当するかもしれないなどご不明な点がございましたら、
子育て支援課までお問い合わせください。



申請書等は**子育て支援課**
または**町 HP**にあります
【町 HP はこちら】

【申し込み・お問い合わせ先】
若狭町役場上中庁舎内 子育て支援課
TEL：0770-62-2704